

# 議 事 日 程

令和 2 年第 2 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会  
令和 2 年 1 1 月 2 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第 9 5 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 9 6 号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 9 7 号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 9 8 号	令和 2 年度 浜 中 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 6 号 )
日程第 9	議案第 9 9 号	令和 2 年度 浜 中 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )
日程第 1 0	議案第 1 0 0 号	令和 2 年度 浜 中 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )
日程第 1 1	議案第 1 0 1 号	令和 2 年度 浜 中 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )
日程第 1 2	議案第 1 0 2 号	令和 2 年度 浜 中 町 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )
日程第 1 3	議案第 1 0 3 号	工事請負契約の締結について

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和2年第2回浜中町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、8番三上議員及び9番落合議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

---

### ◎日程第3 諸般報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 行政報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日は、第2回浜中町議会臨時会に議員全員の御出席いただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎日程第5 議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第95号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第95号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い関連する条項の一部改正をしようとするものであります。

10月7日に人事院は、国家公務員の給与等について、勧告をしたところであります。

この勧告の内容を申し上げますと、期末手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.04月上回っていることから、これを0.05月引き下げることとし、年間支給割合を4.5月から4.45月とする改定を行うものであります。

国はこの人事院勧告を尊重し、適切に対処することを11月6日に閣議決定されました。

このことから本町においても、この閣議決定に基づき、人事院勧告を尊重し、期末手当の引き下げをするものであります。

なお、施行期日については、公布の日とし、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第95号の質疑を行います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第95号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第96号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

◎日程第7 議案第97号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第96号及び日程第7 議案第97号を一括議  
題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第96号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について」及び議案第97号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので、一括して提  
案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、令和元年4月1日  
から一般職の職員と同じく4.5月としております。この度、一般職の職員については、  
国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い、0.05  
月引下げて4.45月にしようとするものであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきまして、一般職の職員  
と同様に引き下げることにについて、関連する条例の一部改正について提案した次第であ  
ります。

議案第96号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て」は、第4条第2項で期末手当について、現行「100分の225」を「100分の  
222.5」に改め、現行年間支給月数「4.5月」を「4.45月」に引き下げるもの  
であります。

施行期日は、公布の日とし、令和2年4月1日から適用することとしております。  
なお、教育長の支給月数については、「浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等  
に関する条例」第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用す  
るとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。

議案第97号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について」は、第5条第2項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き下げる

ものであります。

施行期日は、公布の日とし、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第96号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第97号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第96号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第97号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第98号 令和2年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第98号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第98号「令和2年度浜中町一般会計補正予算（第6号）」

につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、先ほど議決いただきました議案第95号から議案第97号に基づき、議員、特別職及び一般職の期末手当と関連する経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと歳出では、1款議会費では、「議会議員に要する経費」で議員期末手当12万4000円の減額。

3款民生費では、「介護保険特別会計繰出金」で繰出金1万6000円を減額。

4款衛生費では、「浜中診療所特別会計繰出金」で繰出金26万5000円、「水道事業会計繰出金」で繰出金9万9000円をそれぞれ減額。

7款土木費では、「下水道事業特別会計繰出金」で繰出金2万4000円を減額。

11款給与費では、特別職及び一般職の期末手当229万円を減額するものであります。

一方歳入につきましては、調整財源として18款繰入金の財政調整基金繰入金281万8000円を減額させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、128億3986万9000円となります。

次に「第2表繰越明許費」につきましては、旧庁舎等の解体工事について年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第98号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第98号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第9 議案第99号 令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
◎日程第10 議案第100号 令和2年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)  
◎日程第11 議案第101号 令和2年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
◎日程第12 議案第102号 令和2年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)
- 

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第99号ないし日程第12 議案第102号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第99号「令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)」から議案第102号「令和2年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)」については、いずれも関連がありますので一括にて提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、先ほど議決いただきました議案第95号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく職員の期末手当の減額について、各特別会計予算の補正をお願いしようとするものであります。

議案第99号「令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)」では、3款地域支援事業費、「包括的支援事業に要する経費」で期末手当1万6000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、4億6139万8000円としようとするもの、議案

第100号「令和2年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）」では、1款総務費、「浜中診療所運営に要する経費」で期末手当26万5000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、2億6519万8000円としようとするもの、議案第101号「令和2年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、1款総務費、「一般管理に要する経費」で期末手当1万円を、2款下水道費、「特定環境保全公共下水道事業に要する経費」で期末手当1万4000円をそれぞれ減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、4億3683万5000円としようとするもの、議案第102号「令和2年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）」では、職員の期末手当の減額に伴い、収入では、1款水道事業収益 2項営業外収益9万9000円を減額、一方、支出では、1款水道事業費用1項営業費用9万9000円を減額し、収益的収支の総額を1億9615万2000円に補正し、予算書第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を4879万9000円に。

また、第8条に定める他会計からの補助金を5422万円に改めようとするものであります。

なお、歳入につきましては、いずれの会計におきましても、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第99号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第100号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第101号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第102号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第99号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第100号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第101号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第102号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

これから議案第102号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第103号 工事請負契約の締結について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第13 議案第103号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第103号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年第1回浜中町議会定例会において、予算の議決をいただき、先ほど議案第98号にて、繰越明許費の議決をいただきました現役場庁舎及び津波防災ステーションを含む周辺建屋の解体工事を実施するもので、当該工事の実施にあたり、去る11月10日、町内の経常建設共同企業体1社、町内業者を含む経常建設共同企業体1社、町内業者1社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、今井・農基開発経常建設共同企業体が1億6937万8000円で落札いたしました。

なお、工期は令和3年4月26日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(波岡玄智君)** これから議案第103号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第103号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

---

#### ◎閉会宣言

---

○議長（波岡玄智君） 本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。

これをもって令和2年第2回浜中町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

（閉会 10時35分）